一　保安林の所在場所　島根県邑智郡川本町大字川下一六一八の一、三七二八、四一二六の二
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九百二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県益田市下波田町六九の一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九百三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県鹿足郡吉賀町蓼野一五一六の一・一五一九続一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九百四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岩手県紫波郡紫波町片寄字大明神六五の九、字後在所二七、二九、四五の一九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大明神六五の九(次の図に示す部分に限る。)、字後在所二九、四五の一九
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び紫波町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九百五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県山形市大字釈迦堂字境ノ沢四九二、四九二の一から四九二の三まで、四九三、四九三の乙、四九四、四九五、九九九、一〇〇一から一〇〇三まで、一〇〇三の乙、一六七九の一、一六七九の二、一六八〇、一六八〇の一、一六八一、一六八一の一、一六八一の乙、字鰐口五四九の二、五五〇の三、一〇五九から一〇七三まで、一〇七三の一、一〇七四から一〇七九まで、一〇七九の乙、一〇八〇、一〇八二から一〇八四まで、字八森山一〇八五から一〇八七まで、一〇八八の一、一〇八八の二、一〇八九から一〇九四まで、字萩平四九六、四九七、四九七の一、四九七の二、一〇〇四、一〇〇五、一〇〇五の乙、一〇〇六から一〇一〇まで、一〇一一、一〇一二の一から一〇一二の三まで、一〇一二の六から一〇一二の一五まで、一〇一二の一八から一〇一二の二五まで、一〇一二の二八から一〇一二の三一まで、一〇一三から一〇一七まで、一〇一九から一〇二三まで、一〇二三の乙、一〇二四から一〇三九まで、一〇三九の乙、一〇四〇、一〇四〇の乙、一〇四一から一〇四五まで、一〇四九から一〇五三まで、字小黒森四九八の一、四九八の二、四九九、四九九の一、一〇九五から一一〇〇まで、一一〇〇の乙、一一〇二から一一〇五まで、一一〇五の一から一一〇五の七まで、一一〇七の一から一一〇六の七まで、一一〇七から一一〇七の七まで、一一〇八の一から一一〇八の五まで、一一〇九の一から一一一〇の六まで、一一一二、一一一三、一一一四の一から一一一四の四まで、一一一五から一一一九まで、一一二〇から一一二五まで、一一二七から一一四三まで、一一四五、一一四五の乙、一一四六の一、一一四六の二、一一四七の一から一一四七の四まで、一一四八から一一五一まで、大字滑川字滝ノ平四五から四八まで、五五一、九九一、九九一の乙、九九二、九九三、字ヒトロ五五三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字境ノ沢四九三の乙、一〇〇三の乙
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び山形市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九百六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年六月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県遠野市綾織町下綾織三五地割二三七の八〇・二三七の二一六・二三七の二二六・二三七の二四六・二三七の二四七・二三七の二五〇(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)、二三七の二一七から二三七の二二一まで、二三七の二二七、二三七の二二八、二三七の二三三から二三七の二三九まで、二三七の二四八、二三七の二四九
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九百七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年六月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県佐用郡佐用町大垣内字向イノ山五七五の七・五七五の一三から五七五の一五まで・五八二の三(以上五筆国有林)
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

○防衛省告示第百四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年六月十日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年六月十七日及び同月十八日(予備、同月十九日)の毎日〇七〇〇から一九〇〇まで